



平成 19 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社アドバンスト・メディア
代表者名 代表取締役社長 鈴木 清 幸
(コード番号：3773 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経営戦略部長 吉 田 一 也
(TEL. 03-5958-1031)
URL <http://www.advanced-media.co.jp>

有価証券報告書の訂正報告書の提出について

第 10 期（平成 19 年 3 月期）有価証券報告書の記載事項において一部訂正すべき事項があったため、下記の通り、本日付で訂正報告書を関東財務局へ提出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 【訂正事項】

第一部 企業情報

第 4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システム整備の状況等

2. 【訂正箇所】

訂正箇所は、以下の内容を追加いたします。

第一部【企業情報】

第 4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

その他当社定款規定について

() 自己株式の取得

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、資本政策の機動的な遂行を目的とするものであります。

() 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

()取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

()剰余金の配当の決定機関

当社は、資本政策の機動性を確保するため、取締役会の決議により、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)をすることができる旨を定款で定めております。

以 上